

長起第2603号-1
令和3年1月6日

居宅介護支援事業所管理者 様
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
米子市地域包括支援センター管理者 様

米子市長寿社会課長
（公印省略）

鳥取県版新型コロナ警報発令に伴うサービス担当者会議および
モニタリングの取扱いの変更について（お知らせ）

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
サービス担当者会議やモニタリングについては、令和2年8月6日付け文書において、「鳥取県西部において警報の発令されている期間」に限り臨時的な取扱いを認めると通知いたしましたが、その後、令和2年10月に鳥取県版新型コロナ警報の見直しがあり、クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、当該市町村に限定して警報を発令するという改正が行われました。

このような形で警報が発令された場合の対応として、臨時的な取扱いを認める期間を、下記のとおり変更いたします。

なお、取扱いの内容については従来のとおりです。

記

- ・変更前の期間 鳥取県西部において警報の発令されている期間
- ・変更後の期間 鳥取県西部・米子市・米子市に隣接する市町村（境港市、日吉津村、大山町、伯耆町、南部町）のいずれかに警報の発令されている期間

※今までと同様に、この対応はサービス担当者会議やモニタリングを禁止するものではありませんので、必要に応じて行うかどうかを判断してください。面会する場合は、マスクの着用や手洗い、訪問前に体温を測定する等の感染症対策をお願いいたします。

担当 米子市長寿社会課
介護保険担当 萩原・荒松
電話：23-5156